

国の信用を守り、
希望ある社会を次世代に引き継ぐ

財務省・税関における取組状況

令和7年2月28日
財務省関税局

不正薬物の摘発実績

種類		年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
		件	kg						
覚醒剤	件	72	95	301	297	139	47%		
	kg	811	1,014	665	2,246	1,761	78%		
大麻	件	204	199	138	135	390	289%		
	kg	126	153	473	171	344	201%		
大麻草	件	86	94	57	76	234	308%		
	kg	49	22	315	88	211	241%		
大麻樹脂等	件	118	105	81	59	156	264%		
	kg	76	132	157	83	133	159%		
あへん	件	-	1	-	-	2	全増		
	kg	-	4	-	-	0	全増		
麻薬	件	167	233	237	240	322	134%		
	kg	822	61	188	312	464	149%		
	千錠	90	133	82	49	67	137%		
ヘロイン	件	2	-	-	-	2	全増		
	kg	0	-	-	-	0	全増		
コカイン	件	27	34	28	71	54	76%		
	kg	820	14	49	123	260	211%		
MDMA等	件	74	81	98	61	90	148%		
	kg	2	30	94	117	139	119%		
	千錠	90	130	81	48	67	137%		
その他麻薬	件	64	118	111	108	176	163%		
	kg	1	16	46	71	65	91%		
	千錠	0	3	0	0	0	33%		
向精神薬	件	2	6	16	10	4	40%		
	kg	-	0	0	0	0	4%		
	千錠	1	1	2	1	1	93%		
指定薬物	件	300	302	354	143	163	114%		
	kg	169	19	19	13	10	78%		
合計	件	745	836	1,046	825	1,020	124%		
	kg	1,928	1,251	1,346	2,741	2,579	94%		
	千錠	91	134	84	49	67	136%		
(参考) 使用回数		万回	5,530	3,577	2,608	8,003	6,919	86%	

(注) 1. 税関が摘発した密輸事件の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2. 端数処理のため数字が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

4. 令和6年の数値は速報値である。

5. 大麻草は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含み、大麻樹脂等には同法における麻薬であるTHC類製品も含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。以下同じ。

令和6年の不正薬物のトピックス

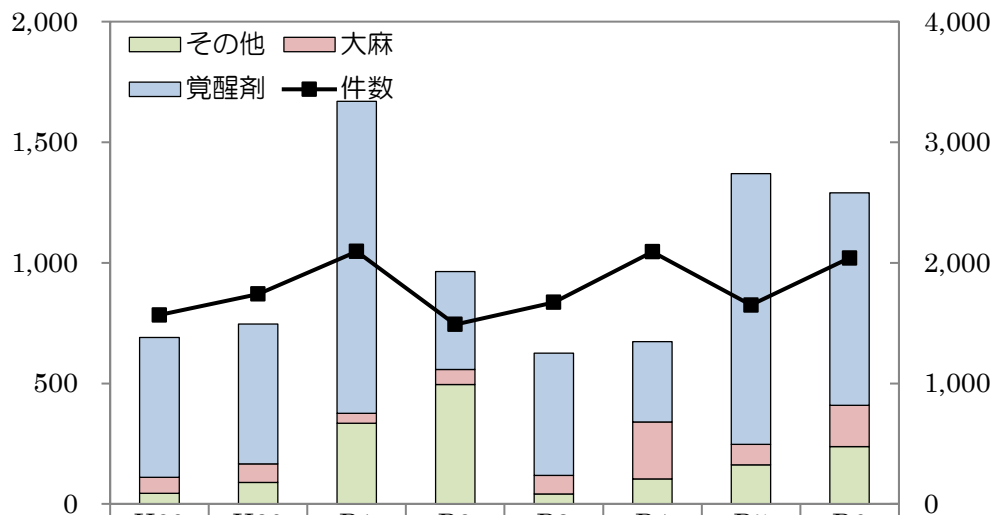
不正薬物の押収量が初の2年連続2トン超え、過去3番目を記録

令和6年の不正薬物全体の押収量は約2,579kg（前年比6%減）

大麻と麻薬の摘発件数が過去最高を記録

大麻の摘発件数は390件（同約2.9倍）、麻薬の摘発件数は322件（同34%増）

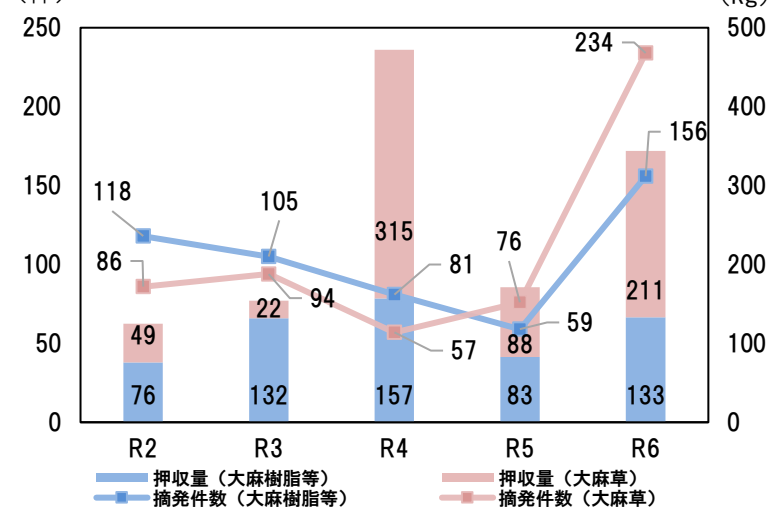
不正薬物の摘発件数と押収量の推移 (摘発件数：件) (押収量：kg)



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤	1,159	1,159	2,587	811	1,014	665	2,246	1,761
大麻	131	156	82	126	153	473	171	344
その他	90	178	670	991	84	208	324	475
合計	1,380	1,493	3,339	1,928	1,251	1,346	2,741	2,579
■ 件数	784	871	1,047	745	836	1,046	825	1,020
うち覚醒剤	151	169	425	72	95	301	297	139

(注) 大麻は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及びTHC類製品も含む。
 その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
 令和6年の数値は速報値。

大麻の摘発件数と押収量の推移 (件) (kg)



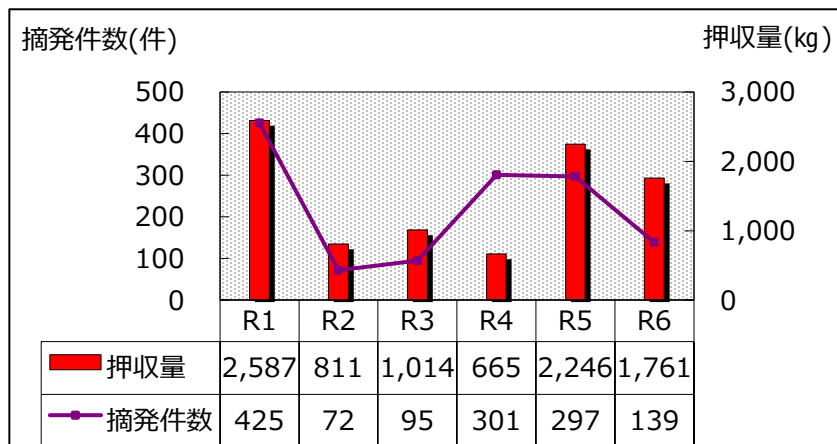
【摘発事例1】航空機旅客
 タイから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された**大麻草約16kg**を摘発した。
 (令和6年9月・東京税関)



覚醒剤、大麻、麻薬及び指定薬物の摘発実績

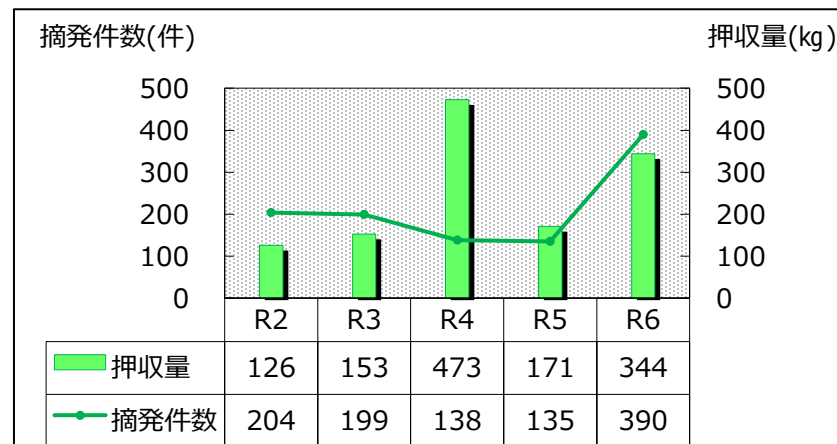
【覚醒剤】

☆ 令和6年の摘発件数は139件（前年比53%減）、押収量は約1,761kg（同22%減）と、件数・押収量ともに減少。



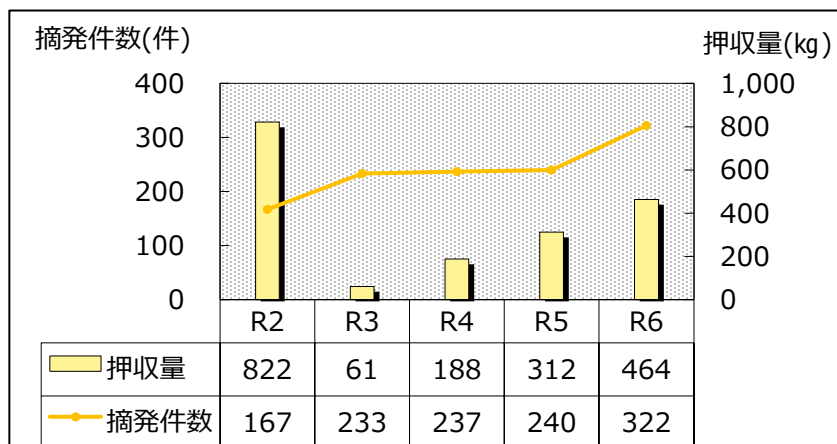
【大麻】

☆ 令和6年の摘発件数は390件（前年比約2.9倍）、押収量は約344kg（同約2倍）と、件数・押収量ともに増加。摘発件数は過去最高を記録。



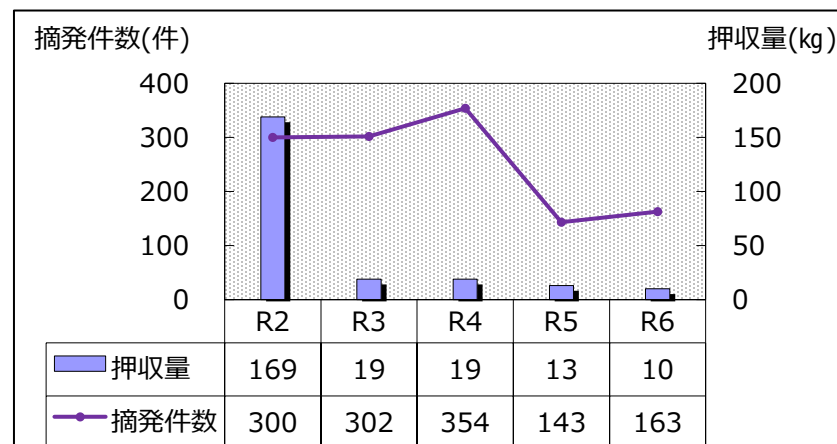
【麻薬】

☆ 令和6年の摘発件数は322件（前年比34%増）、押収量は約464kg（同49%増）と、件数・押収量ともに増加。摘発件数は過去最高を記録。

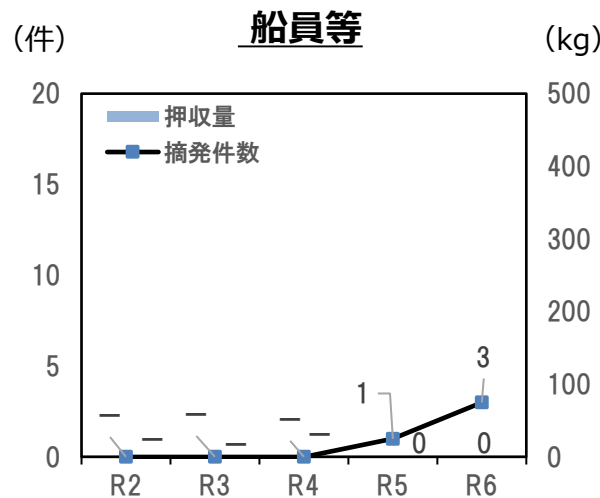
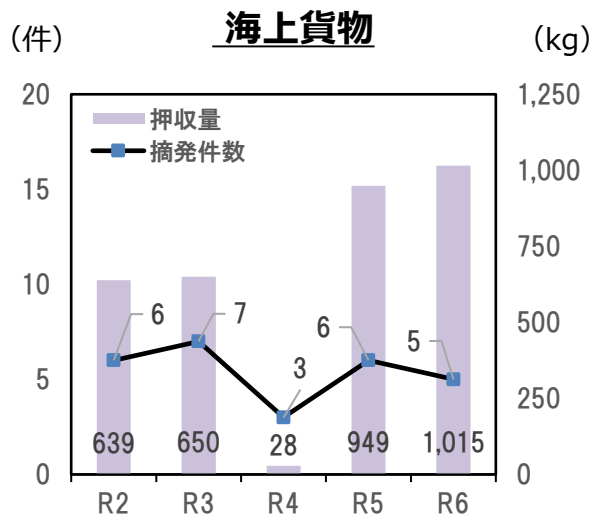
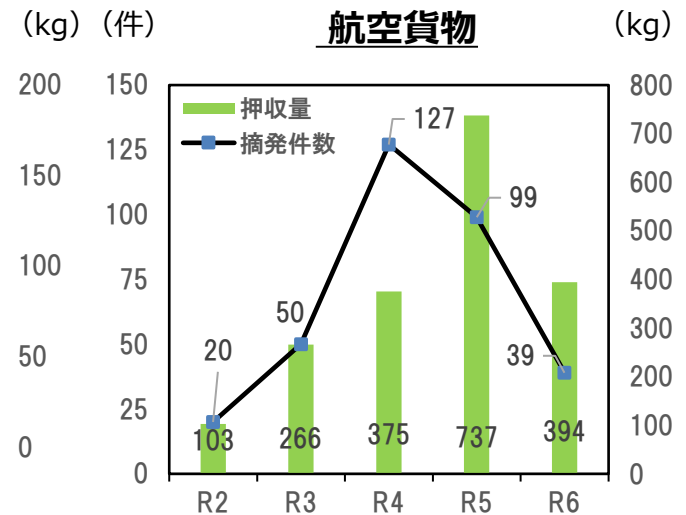
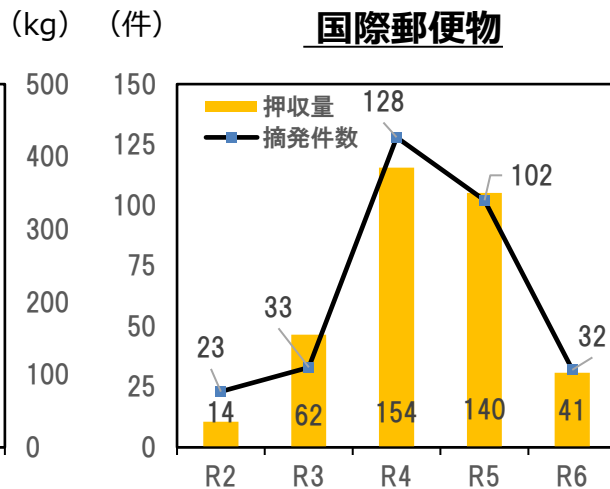
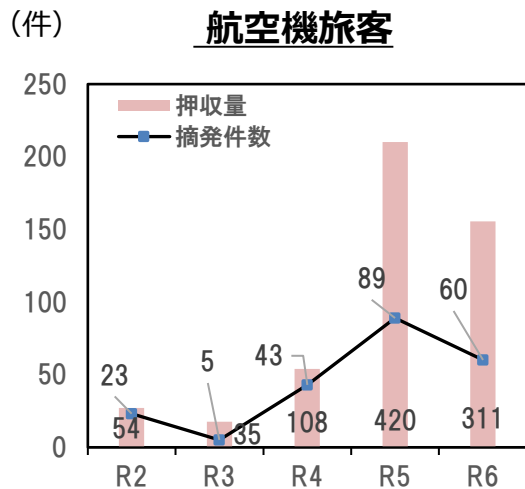


【指定薬物】

☆ 令和6年の摘発件数は163件（前年比14%増）、押収量は約10kg（前年比22%減）と、件数は増加し、押収量は減少。



覚醒剤の密輸形態別摘発実績

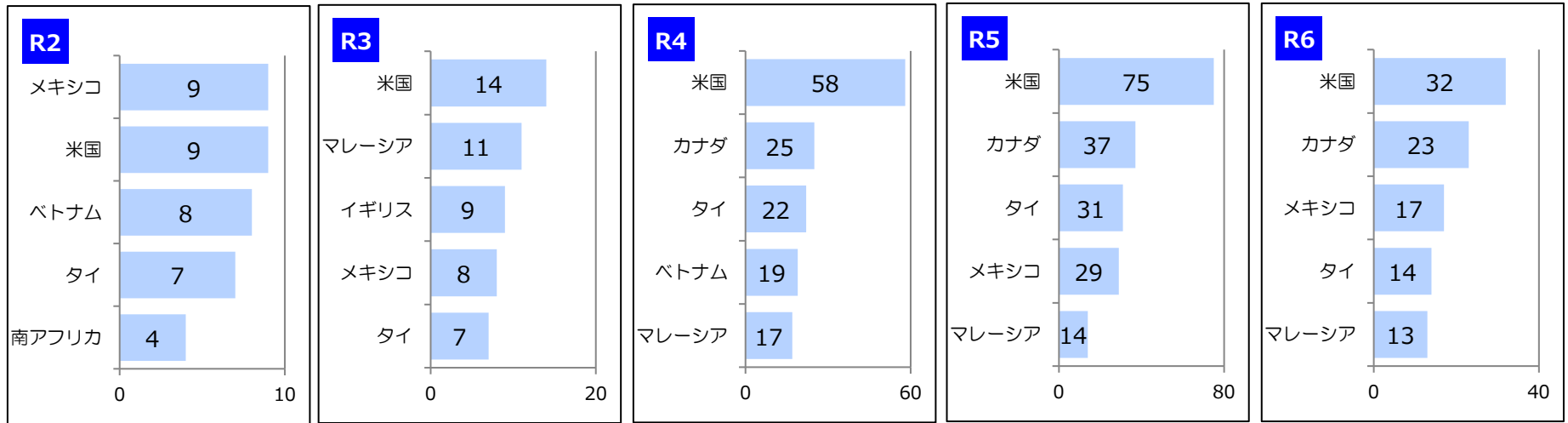


(注)
 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。
 航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。
 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

覚醒剤の密輸仕出地別摘発実績

仕出地別摘発件数の推移（上位5ヶ国）

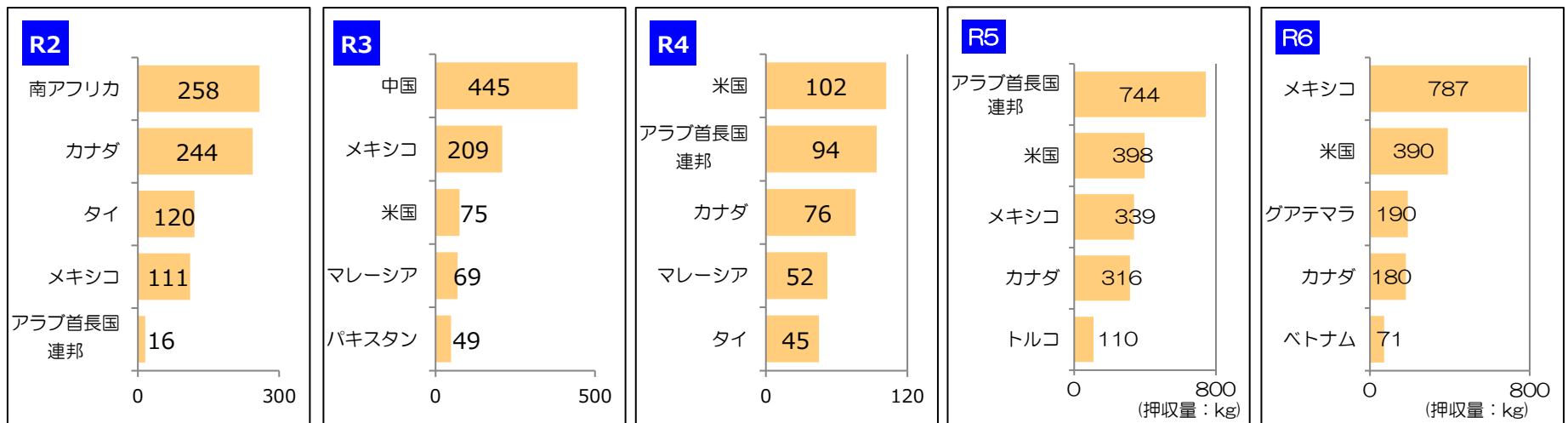
(摘発件数:件)



(注) 第5位が複数の場合は、押収量が最も多い国・地域を記載

仕出地別押収量の推移（上位5ヶ国）

(押収量:kg)



(注1) 端数処理の結果、同数である場合は、実数で比較 (注2) 仕出地域判明分のみで作成 (注3) 中国には香港・マカオを含む。

令和6年の不正薬物の主な摘発事例

【摘発事例2】海上貨物

メキシコから到着した海上貨物（コンテナ）に隠匿された**覚醒剤約531kg**を摘発した。（令和6年4月・横浜税関）



【摘発事例3】洋上取引

千葉県沖において洋上取引された**コカイン約178kg**を千葉県館山市の漁港において摘発した。（令和6年5月・横浜税関等）



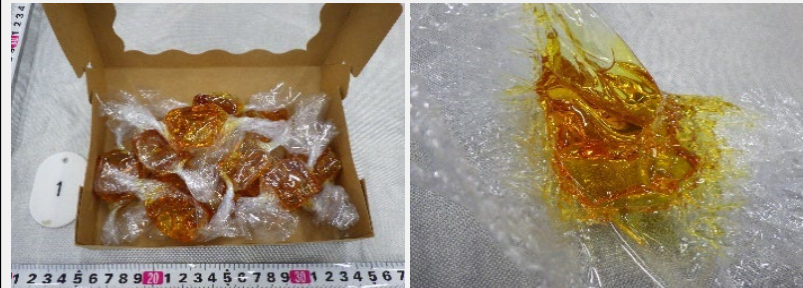
【摘発事例4】航空貨物

メキシコから到着した航空貨物（ブルーベリーのパラシック容器）に隠匿された**覚醒剤約59kg**を摘発した。（令和6年10月・横浜税関等）



【摘発事例5】国際郵便物

アメリカから到着した国際郵便物（キャンディー）に隠匿された**大麻粘質物約825g**を摘発した。（令和6年5月・大阪税関）



啓発活動

○薬物乱用防止教室・税関見学受け入れ

小中高等学校への出張授業や税関見学時に、税関の役割や業務、薬物乱用防止について説明を実施



○リーフレット・ポスター

キャンペーン実施時には、リーフレットを配布し、不正薬物の密輸防止について注意喚起を実施

あんな「運び屋」したら人生終わりやで!

形を変えても、犯罪です!

日本では、大麻の輸入は違法です。

0120-461-961

○SNSの活用

税関X、FacebookなどのSNSを活用し、各税関での薬物摘発情報などを積極的に発信。

カスタム君 @Custom_kun · 1月23日

【密輸事件】
#横浜税関 は、メキシコ合衆国からの航空貨物内に隠匿されていた #覚醒剤 約5.9キログラム（末端価格は約3.9億円）の密輸入事件について、関係機関と共同調査を実施し、犯則嫌疑者2名を横浜地方検察庁に告発したワ！詳細はこちら！
customs.go.jp/kyotsu/hodo/ji...
#税関 #密輸

税関 Japan Customs
作成者: 5月11日
2024年12月19日

【密輸事件】
大阪税関航空貨物検査室は、今年6月30日、タイ王国から本邦に貨物輸送中であるフェニルメチルプロピオン酸塩を含有するもの（計10,464.25グラム）を密輸入しようとしたメレーシア人旅客を税関法違反容疑にて告発しました。
詳細はこちら
<http://www.customs.go.jp/~jke/~2024ken/jken2024.htm>

横浜税関
メキシコ合衆国
覚醒剤密輸入未遂事件

メキシコ合衆国
覚醒剤密輸入未遂事件

横浜税関
YOKOHAMA CUSTOMS

メキシコ合衆国
覚醒剤密輸入未遂事件

デジタル・フォレンジック (DF) 業務

デジタル・フォレンジック (DF)とは
「犯罪の立証のための、電磁的記録の解析技術及びその手続き」
⇒適正な手続きで解析、証拠化

手続きの正当性

解析の正確性

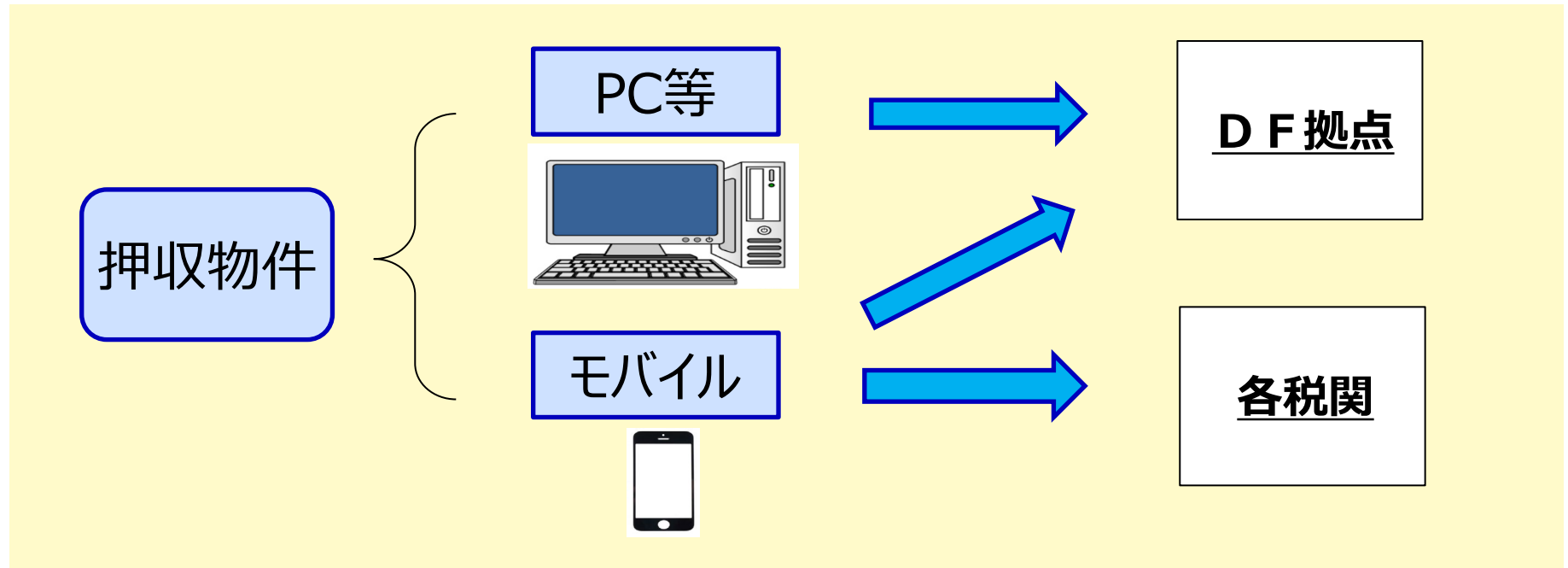
第3者の検証性

⇒具体的な証拠化

パソコン等に記録された電磁的記録を完全な形で保全（改ざんがないことを担保）

電磁的記録の抽出、消去された記録の復元

抽出、復元した記録の解析（犯罪の立証（首謀者とのやり取り等）に資する記録の可視化）



WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）

概要

- RILO（Regional Intelligence Liaison Office）
 - ・ 密輸情報交換の促進のための世界税関機構（WCO）の地域組織であり、世界に12箇所。
 - ・ 日々の情報交換の他、地域レベル、全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。
- 2024年1月からアジア・大洋州地域のRILOを日本がホスト（2023年末まで韓国ホスト）。

期待される効果

- RILO・APの日本ホストにより、
 - ・ 関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）となり、情報収集ネットワークの強化
 - ・ 迅速な情報提供や情報分析を通じ、日本を含む地域の効果的な密輸の取締りを実現
 - ・ 税関のインテリジェンス分野における日本のプレゼンスの向上
- といった効果が期待でき、効果的・効率的な取締りが可能。

今後の取組

- 情報の拠点（ハブ）として機能すべく、WCO及びAP地域の税関当局との関係強化、税関分野における国際協力の推進に引き続き取り組む。

ご清聴ありがとうございました。

